

出雲市障がい者福祉タクシー制度

交付対象者	【基本条件】					
	・ 出雲市在住、在宅生活であること(施設入所、入院中は除く)					
	・ 本人及び配偶者の住民税が非課税(18歳未満は世帯非課税)または生活保護受給者					
	※特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護も施設入所に含まれます。					
	※所得要件の判定：申請月が4～6月までは前年度、7月からは当該年度の住民税を基準とします。					
	【交付区分】 次のいずれかに該当する方					
	障がい者手帳	身体障がい者手帳 (主たる障がい等級による)	視覚 1, 2 級	○72枚		
			肢体不自由 1, 2 級	○36枚	○72枚	○144枚
			その他障がい 1, 2 級	○36枚		
		精神障がい者保健福祉手帳 1, 2 級		○36枚		
療育手帳 A, B		○36枚				
要介護度		3		○72枚		
		4, 5		○72枚	○144枚	
手帳・要介護の条件に該当せず「医師の意見書」をお持ちの人				○72枚	○144枚	
※車いす用：常時、車いすを利用しなければ外出が困難な方を対象とします。						
※ストレッチャー用：常時、ストレッチャーを利用しなければ外出が困難な方を対象とし、ストレッチャー車両のみ利用できます。						
※身体障がい者手帳の再認定日、精神障がい者保健福祉手帳の有効期限、療育手帳の再判定日が過ぎている場合は、タクシー利用券の交付はできません。新たな手帳の再交付又は更新手続き済の方は、手帳交付後に申請できます。						
助成額	利用券 1 枚につき500円（6枚分の利用券が1枚の用紙に印刷されます）					
有効期限	交付日から1年後の月の末日（例：令和7年5月中に交付⇒有効期限“令和8年5月31日”）					
申請方法	【申請場所】					
	・ 出雲市役所 福祉推進課 ・ 各行政センター市民サービス課					
	※交付要件に該当される方に、タクシー利用券を即日交付いたします。					
	【申請に必要なもの】					
	・ 障がい等要件が確認できるもの（障がい者手帳、介護保険証、医師の意見書）					
・ 窓口に来られる方の本人確認資料（障がい者手帳、マイナンバーカード、運転免許証等）						
※申請に来られる方が本人または同一世帯員以外の場合は、申請書下部《代理申請を行う場合》の						
助成対象者欄に、本人の署名または記名・押印が必ず必要です。						
※申請書は、窓口にて用意しています。または、出雲市ホームページからダウンロードできます。						
※「医師の意見書」は初回申請時に必要です。申請窓口にてご相談ください。						

【お問い合わせ】

◆本庁 出雲市役所 福祉推進課 Tel21-6959 Fax21-6598

◆各行政センター市民サービス課

(平田) Tel63-5567 Fax62-4369

(佐田) Tel84-0118 Fax84-0579

(多伎) Tel86-3116 Fax86-3561

(湖陵) Tel43-1215 Fax43-1433

(大社) Tel53-3116 Fax53-4493

(斐川) Tel73-9110 Fax73-9119

出雲市障がい者福祉タクシー利用券の利用方法

利用方法

利用券の利用者氏名欄に記載のある方がご利用いただけます。

利用券に利用年月日を記入し、運転手にお渡しください。

障がい者手帳（ミライロIDを含む、お持ちでない場合は介護保険証等）を提示してください。

・1回の乗車につき、運賃を超えない範囲で何枚でも利用できます。おつりは出ません。

・6枚のタクシー券が1枚の用紙に印刷されています。ミシン目で1枚ずつ切り離してご利用ください。

・身体障がい者手帳、療育手帳のタクシー運賃1割引の制度との併用ができます。

・利用券は、一般用・車いす用・ストレッチャー用の3種類です。利用できる車両が決まっています。

【利用できる車両】

		タクシー		
		一般車両	車いす車両	ストレッチャー車両
利用券	一般用	○	○	○
	車いす用	○	○	○
	ストレッチャー用			○



主な注意点

・介護保険制度の介護タクシーは、運賃部分のみ利用できます。有料道路料金や送迎料は利用者のご負担となります。

・買い物や通院などで利用できます。ただし、入院・入所中で、転院・転所・一時帰宅される場合は利用できません。（在宅生活ではないため）

・利用券は裏面の出雲市内業者のみ利用できます。

・破損、紛失された場合の再交付はできません。

・交付枚数をすべて使用された場合、有効期限内の追加交付はできません。

返却が必要な場合

次に該当する場合は、本庁・各行政センター市民サービス課へ利用券を返却ください。

・死亡 ・市外転出 ・施設等に入所された場合

【利用できる場合】	【利用できない場合】
・在宅の人が入院、入所するとき ・在宅の人がショートステイ、デイサービスを利用するとき ・入院・入所中の人、退院・退所するとき ・障がい者グループホーム等に入所中の人	・施設入所中・病院に入院中の人 ・認知症グループホームに入所中の人 ・入院・入所中の方の転院・一時帰宅するとき

有効期限

交付日から1年後の月の末日（例：令和7年5月中に交付⇒有効期限“令和8年5月31日”）

次回交付

前回交付した月から1年経過した月の1日以降
(左記受付日から1年経過した月の1日以降に交付可能)



市受付印欄

タクシー利用券交付日

【お問い合わせ】

- ◆本庁 出雲市役所 福祉推進課 TEL21-6959 Fax21-6598
- ◆各行政センター市民サービス課
- (平田)TEL63-5567 Fax63-5533 (佐田)TEL84-0118 Fax84-0579
- (多伎)TEL86-3116 Fax86-3561 (湖陵)TEL43-1215 Fax43-1433
- (大社)TEL53-3116 Fax53-4493 (斐川)TEL73-9110 Fax73-9119

◆利用できる障がい者福祉タクシー事業所◆

(令和7年7月1日現在)

地域	事業所		所有車両			FAX	
	名 称	所在地	一般	車いす	ストレッチャー	電話番号	FAX番号 予約受付時間
出雲	出雲一畑交通	常松町	●	●		21-1144	21-2483 7:00～19:00
	出雲第一交通	塩冶善行町	●			21-2555	21-2556 10:00～16:00
	出雲中央交通	枝大津町	●			22-4141	23-4773 9:00～17:00
	えるだー	駅南町3丁目	●	●		24-9688	— —
	介護タクシー おひさま	上塩冶町	●	●		31-4649	— —
	介護・福祉タクシーいるか	上島町	●	●		090-8061-9813	— —
	ケアサービス出雲	塩冶町	●	●		21-0936	23-0197 9:00～17:00 (日・祝不可)
	コミュニティーサポートいずも	今市町北本町	●	●		31-4165	31-4166 8:30～17:00
	谷本ハイヤー	矢野町	●	●	●	21-1051	22-7763 24時間可能
	チェリーサポート	大津町		●	●	23-3919	23-3919 8:00～17:30 (平日のみ)
	日本交通	浜町	●			21-0475	21-0476 7:00～19:00
	福祉タクシーたなか	荻杼町	●	●		090-5414-6636	— 7:00～20:00 (平日のみ)
	福祉タクシーながた	知井宮町	●	●		090-4574-0529	— 9:00～17:00 (平日のみ)
	福祉タクシー結	塩冶町	●	●		080-9137-4037	22-1195 7:00～21:00
	みどり介護タクシー	西林木町	●	●		080-6347-1482	23-4726 8:00～17:00 (日・祝不可)
	やくも観光	知井宮町	●			21-1683	22-5972 7:30～20:00
	チビチビ介護タクシー	知井宮町	●	●	●	080-5637-5147	— —
	出雲福祉タクシー	今市町	●	●	●	080-7680-0518	— —
	夢工房	塩冶町	●	●	●	31-6575	— 8:00～17:00 (平日のみ)
	福祉タクシーさくら	築山新町	●	●		070-6692-8778	23-8638 7:30～20:00
平田	アタゴタクシー	西平田町	●			62-3400	63-4338 8:00～20:00
	ケアタクシーそら	平田町	●	●	●	080-3606-4560	— —
	こうじや介護福祉タクシー	西郷町	●	●	●	27-9126	27-9146 8:30～17:30
	たすけあい平田	西代町	●	●		62-0257	62-0258 8:30～17:30 (平日のみ)
	福祉タクシー こすもす	平田町	●	●		090-2863-3112	62-5491 24時間可能
佐田	介護タクシー わだ	佐田町大呂	●	●		84-1082	— —
	スサノオ観光	佐田町反辺	●	●		84-0337	— —
多伎	やくも観光 小田営業所	多伎町小田	●			86-2113	— —
大社	出雲観光タクシー	大社町北荒木	●			53-3230	53-6020 8:00～18:00
	バトス	大社町遙堤	●	●		090-3375-7295	— —
斐川	足立タクシー	斐川町荘原	●			72-0336	72-0337 7:00～0:00
	活き活き介助福祉タクシー	斐川町荘原	●	●		31-7336	— —
	介護福祉タクシーただの	斐川町荘原	●	●	●	080-5627-5683	— —
	金太郎の家	斐川町学頭	●	●		72-5110	72-5192 8:30～17:30 (日不可)
	ハートフル 光彩	斐川町直江	●	●		25-8335	25-8336 7:00～20:00
	斐川タクシー	斐川町直江	●			72-0246	72-0268 8:30～16:00 (平日のみ)
	フラワー観光	斐川町上庄原	●	●	●	72-5587	72-4708 8:00～17:00 (利用日2日前まで)
	たいしゃRe.	斐川町鳥井	●	●	●	070-3798-4541	— 9:30～17:30 (平日のみ)

※車いす用利用券で、一般車両の乗車も可能です。その場合、車いすからの移乗を要します。

※ストレッチャー用利用券は、ストレッチャー車両のみ乗車可能です。